

総合口座 商品説明書

商品名	総合口座		
	普通預金	定期預金（自動継続定期預金） （自動継続扱いの期日指定定期預金、大口定期、スーパー定期、変動金利定期預金） 定期積金	公共債 （利付国債・政府保証債・割引国債の保護預り）
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 当座貸越取引を前提とするので、本人確認の出来る満20歳以上の個人および個人事業主の方（1人1口座に限らせて頂きます） 		
期 間	<ul style="list-style-type: none"> 普通預金 払戻に関する期間の定めはありません。 定期預金 払戻に関する期間の定め（満期日）があります。 定期積金 払戻に関する期間の定め（満期日）があります。 公共債 払戻に関する期間の定め（償還日）があります。 		
預 入 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 各々の規定によりお取扱します 各々の規定によりお取扱します 各々の規定によりお取扱します 		
払出方法	<ul style="list-style-type: none"> 普通預金 <ul style="list-style-type: none"> 当庫の本支店窓口にて払い出しできます。 キャッシュカードのご利用により、当庫ATM、郵便貯金ATMその他オンライン提携金融機関ATMにおいて払い出しできます。 ATMのお取り扱い時間については窓口にてご確認願います。 定期預金 当庫の本支店窓口等でお引出しできます。 定期積金 当庫の本支店窓口等でお引出しできます。 		
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 預金規定にもとづき、毎日の店頭表示の利率を適用します。ただし、定期預金（除く、変動金利定期預金）については、預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します。（普通預金は変動金利です） （金利については、店頭にてお問い合わせ願います） 各々の規定によりお取り扱いします。 各々の規定によりお取り扱いします。 		
税 金	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年1月1日からお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315%（所得税15.315% 住民税5%）の税金がかかります。ただし、マル優をご利用の場合は除きます。 		
手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュカードによる支払等に当たっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求することがあります。 		
し く み	<ul style="list-style-type: none"> 普通預金の残高が不足した場合、不足額については定期預金、定期積金、国債等を担保に自動的に借入ができます。また、ご返済は、普通預金へご入金いただければ自動的にご返済いただけます。 		
担保の種類	<ul style="list-style-type: none"> 定期預金 自動継続扱いの期日指定定期預金、大口定期、スーパー定期、変動金利定期預金 定期積金 保護預り公共債 利付国債、政府保証債、割引国債 		
自動借入限度額	<ul style="list-style-type: none"> 定期預金：預金合計額の90%かつ500万円以内 定期積金：掛込済み合計額の90%かつ500万円以内 利付国債・政府保証債：額面合計額の80%かつ500万円以内 割引国債：額面合計額の60%かつ500万円以内 		

	(注) 定期預金と定期積金を担保に最高500万円以内。公共債を担保に最高500万円以内。合計1,000万円のお借入ができます。
お借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ・お利息は、毎年2月と8月の当金庫所定の日に普通預金から引き落とさせていただきます。 ・定期預金：担保定期預金の約定利率+0.5% (期日指定定期預金の場合は「2年以上」の利率) ・定期積金：担保定期積金の約定利率+1.0% ・公共債：窓口にてお借入利率をご確認願います。 <p>(注) 定期預金、定期積金、公共債等があるときは、お借入利率の低いものから順次担保となります。貸越利率が同一の場合は、定期預金、定期積金を担保とし、数口ある時はお預入日の早い順に担保とします。また、同種の公共債が数口ある場合は、償還期限の早い順、償還期限が同日の場合は取扱番号の早い順から担保とします。</p>
金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
中途解約時 の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金については定めはありません。 ・定期預金・定期積金については、各々の規定によりお取扱いします。
苦情処理措置 紛争解決措置 について	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部（9時～17時、電話：0120-160-455）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置 <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀弁護士会（電話：077-522-3238） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の対象預金です。 ・預金保険制度により当金庫の本支店に複数の預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。

(令和6年7月17日現在)